佐賀県立大学（仮称）Ａ館建設工事について、入札参加資格申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

この工事は、総合評価一般競争入札簡易型Ｂ施工体制確認型を適用します。

令和８年10月27日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　工事概要

(1)　発注機関　政策部

(2)　工事名　県大第1626010-001号　佐賀県立大学（仮称）Ａ館建設工事

(3)　施工場所　佐賀市

(4)　工事内容

ア　佐賀県立大学（仮称）Ａ館建設に係る建築工事一式

イ　鉄骨造　４階建　約6,600平方メートル

ウ　付随する外構及び駐輪場

(5)　予定工期

ア　余裕期間制度対象案件（フレックス方式）

イ　発注者が示す始期　令和９年４月１日

ウ　発注者が示す終期　令和11年９月28日

(6)　予定価格　事後において公表する。

２　入札参加資格に関する事項

(1)　共同企業体の構成員の資格要件

ア　全ての構成員は、次の資格要件を満たすものとする。

(ｱ)　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第２条第２項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格の決定を公告日の時点で受けていること。

(ｲ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項

の規定に該当しない者であること。

(ｳ)　入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。

(ｴ)　佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。

(ｵ)　本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の６カ月前から開札の日までの間に、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(ｶ)　本工事の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定された者で、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けたものを除く。

(ｷ)　別に定める本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体の代表者を含む全ての構成員をいう。）又は次のいずれかに該当する当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。

ａ　当該受託者と法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第４条第２項又は第４項に規定する会社

ｂ　役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

(a)　株式会社の取締役。ただし、次のｉからⅳまでに掲げる者を

除く。

ⅰ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

ⅱ　会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ⅲ　会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

ⅳ　会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b)　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c)　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d)　組合の理事

(e)　その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

c　役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

d　本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、技術的支援とは、設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断又は解析業務における手法の決定及び技術的判断をいう。

(ｸ)　次のいずれかに該当する本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

a　法人税法施行令第４条第２項又は第４項に規定する会社

b　一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

ｃ　一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

(ｹ)　代表者以外の構成員は、代表者と資本若しくは人事面において、強い関連がある者でないこと。

(ｺ)　自己又は自社の役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれらと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のｂからｇまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ａ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ｂ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ｃ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ｄ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

ｅ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ｆ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ｇ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してい

る者

イ　代表者は、次の資格要件を満たすものとする。

(ｱ)　経営事項審査における直近で有効な建築一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が 1,100 点以上であること。

(ｲ)　構成員において、出資比率は構成員中最大であること。

(ｳ)　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める特定建設業の許可を受けてから５年以上営業している者であること。

(ｴ)　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、１棟の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事（民間工事を含み、増築又は改築の場合は、増築又は改築した部分が延べ面積 3,000 平方メートル以上であるものに限る。）について、平成 23 年４月１日から当該案件の公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のもの（共同企業体の構成員（代表者を含む。）が４者の場合は、出資比率が 15 パーセント以上のもの）に限る。

(ｵ)　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事（民間工事を含む。）について、平成 23 年４月１日から当該案件の公告日までの間に元請として竣工した施工経験を有する技術者を当該工事に監理技術者として専任で配置できるものであること。なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のもの（共同企業体の構成員（代表者を含む。）が４者の場合は、出資比率が 15 パーセント以上のもの）に限る。

ウ　構成員１は、次の資格要件を満たす者とする。

(ｱ)　総合評定値が 850 点以上であること。

(ｲ)　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、１棟の延べ面積が 1,000 平方メートル以上の建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事（民間工事を含み、増築又は改築の場合は、増築又は改築した部分が延べ面積 1,000 平方メートル以上である場合に限る。）について、平成 23 年４月１日から当該案件の公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のもの（共同企業体の構成員（代表者を含む。）が４者の場合は、出資比率が 15 パーセント以上のもの）に限る。

(ｳ)　建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事（民間工事を含む。）について、平成 23 年４月１日から当該案件の公告日までの間に元請として竣工した施工経験を有する技術者を当該工事に主任（監理）技術者として専任で配置できるものであること。なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のもの（共同企業体の構成員（代表者を含む。）が４者の場合は、出資比率が 15 パーセント以上のもの）に限る。

エ　構成員２は、次の資格要件を満たす者とする。

(ｱ)　ウの(ｱ)及び(ｳ)の要件を満たす者であること。

(ｲ)　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、改築、増築に係る建築一式工事（民間工事を含む。）について、平成 23 年４月１日から当該案件の公告日までの間に元請として竣工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のもの（共同企業体の構成員（代表者を含む。）が４者の場合は、出資比率が 15 パーセント以上のもの）に限る。

(2)　構成員の数

３者とする。

(3)　形態及び出資比率

共同企業体の形態は、構成員が共同して工事を行う方式とし、全ての構成員が 20 パーセント以上の出資比率であること。

構成員は、本工事の他の入札参加資格確認申請者である共同企業体の構成員でないこと。

(4)　存続期限

ア　本工事の契約の相手方となった者

本工事に係る請負契約の履行完了後３か月を経過した日まで

イ　本工事の契約の相手方とならなかった者

本工事に係る契約の相手方が確定した日まで

３　入札参加資格確認申請書及び提出書類

(1)　入札参加資格確認申請書

(2)　共同企業体協定書

(3)　共同企業体編成表

(4)　同種工事の施工実績調書及び事実を証する書類

(5)　配置予定技術者調書及び経験を証する書類

(6)　総合評定値調書及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は総合評定値を証する書類

(7)　総合評価落札方式に伴う提出資料作成要領による提出資料

４　入札参加資格確認申請書及び提出書類の受付期間、受付場所等

原則として、入札参加資格確認申請書は佐賀県電子入札システムに登録（提出）し、提出書類は(2)の受付場所に持参又は郵便等の方法により提出するものとする。電子入札システムで参加できない者については、書面による提出を認めるものとし、提出書類と併せて入札参加資格確認申請書を持参

又は郵便等の方法により提出するものとする。

書面資料の送付方法等については別途公告附帯資料で定める。

(1)　受付期間

令和８年 10 月 28 日（水）から同年 11 月 11 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後４時まで

(2)　受付場所

郵便番号　840-8570

佐賀市城内一丁目１番 59 号

入札・検査センター（新館８階）

電話番号　0952-25-7471

5　入札参加資格の確認

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに、入札参加資格確認の通知を行う。本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者に限る。

入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、入札参加資格を有しないと認められた理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和８年 11 月 30 日（月）午後５時までに、その旨を記載した書面を４の(2)の受付場所に提出すること。

6　総合評価に関する事項等

この入札は、価格及び価格以外の要素（施工能力、技術提案等）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式簡易型Ｂを適用する。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、要求要件を確実に実現できるか審査し評価を行う施工体制確認型を適用する。

評価項目と評価基準、総合評価の方法及び施工体制ヒアリングの実施については別途公告附帯資料で定める。

7　工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書について

入札書提出締切日時までに、工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書を、原則として電子入札システムにより入札書と併せて登録（提出）すること。持参又は郵便により提出する場合は、９の(3)に定めるところによること。

詳細については別途公告附帯資料で定める。

8　入札の質問期限、質問方法及び回答方法

(1)　質問期限

令和８年 12 月 17 日（木）午後３時まで

質問期限を経過した後の質問は受け付けないものとする。

(2)　質問方法

電子メールにより行うこと。

詳細については別途公告附帯資料で定める。

(3)　回答方法

質問に対する回答は、情報公開システムに回答を掲載する方法により行う。

詳細については別途公告附帯資料で定める。

9　入札書提出期間並びに開札の日時及び場所等

原則として、入札は電子入札で行う。電子入札システムで入札できない者については、持参又は郵便による入札を認める。

(1)　入札書提出期間

令和９年１月８日（金）午前９時から同月 12 日（火）の正午まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に

規定する休日を除く。）

(2)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和９年１月 14 日（木）午前 10 時

イ　場所　入札・検査センター（新館８階）

(3)　持参又は郵便による入札書及び工事費内訳書等の提出方法

ア　持参による場合

提出する際は、入札書、工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書を別々の封筒に入れ、封筒の表面に、封入する書類名、工事名、あて名及び入札参加者の氏名を記載し、封緘の上、入札参加者本人（共同企業体の代表者）が持参すること。入札参加者から入札についての委任を受けた者が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

入札書等を持参により提出した入札参加者は、開札に立ち会うこととし、開札前に、電子くじによるくじ番号等の入力を行うこと。

イ　郵便による場合

郵便による場合は書留郵便に限るものとし、入札書提出期間内に提出先に到達したもののみ受付を行う。

提出する際は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書を別々の内封筒に入れ、内封筒の表面に、封入する書類名、工事名、あて名及び入札参加者の氏名を記載し、封緘すること。外封筒には、表書きとして、開札日、工事名及び入札参加者の氏名のほか「入札書在中」と記載の上、入札書及び工事費内訳書を封入した内封筒と、くじ番号（３桁）を記載した紙及び現場代理人等配置予定事前届出書を同封して発送すること。

ウ　持参又は郵便による入札書等の提出場所

郵便番号　840-8570

佐賀市城内一丁目１番 59 号

入札・検査センター（新館８階）

電話番号　0952-25-7471

エ　その他

その他、詳細については別途公告附帯資料で定める。

(4)　その他

ア　入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、２回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を通知する。

イ　再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日まで（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、当該日の翌開庁日の正午まで）とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

10　落札者の決定方法

(1)　予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第２項の規定により、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。

(2)　評価値が最も高い者が２人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者となるべき者を定める（評価値は、小数点以下 13 桁目を切り捨てた値とする。）。

(3)　評価値が最も高い者が低入札調査基準価格（佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 106 条第２項に規定する価格をいう。以下同じ。）を下回る入札である場合は、落札者の決定を保留し、佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領に規定する調査により評価値の確定を行い、評価値が最も高い者を落札者とする。

(4)　低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督及び検査の強化並びに工事完了後の実績確認等を実施する。

11　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

規則第 103 条第１項の規定に基づき、納付すること。ただし、規則第 104 条の規定に基づく担保を供することによって入札保証金の納付に代えることができる。また、全ての構成員が、規則第 103 条第３項第２号の規定による入札参加資格（公告に定める業種に係る入札参加資格に限る。）を有している場合は、入札保証金を免除する。

なお、入札保証に係る入札保証金の額は、請負代金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の５以上とする。

イ　契約保証金

規則第 115 条第１項の規定に基づき、納付すること。ただし、規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の 10 以上（低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結したときは、100 分の 30 以上）とする。

(3)　競争入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類

２の(1)アの(ｱ)に掲げる佐賀県の競争入札参加資格の決定を受けていない者で入札参加を希望するものは、４の(1)に定める受付期間までに、競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められるための審査に係る申請を行うこと。なお、提出書類は別途公告附帯資料で定める。

競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められることの審査に係る申請書の提出期限、提出場所及び提出方法については、次のとおりとする。

ア　提出期限

令和８年 11 月 11 日（水）午後４時

イ　提出場所

郵便番号　840-8570

佐賀市城内一丁目１番 59 号

入札・検査センター（新館８階）

ウ　提出方法

イの提出場所に持参し、又は郵送すること（郵送する場合は、書留郵便とし、令和８年 11 月 11 日（水）午後４時までに必着すること。）。

(4)　その他、入札について必要な事項は別途公告附帯資料で定める。

(5)　この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の適用を受ける。

12　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:

Naoki Maeda, Director-General of the Policy Department, Saga Prefectural Government

(2) Subject matter of the contract:

Construction of Saga prefectural university building A

(3) Structure and Building Size:

Steel-framed structure, 4-story building, approximately 6,600 m²

(4) Deadline for the submission of application forms for the Qualification:

4:00 p.m. on Wednesday November 11, 2026.

(5) Date and time for bidding:

From 9:00 a.m. on Friday January 8, 2027 until 12:00 p.m. on Tuesday January 12, 2027

(6) Date and time for the opening of bids:

10:00 a.m. on Thursday January 14, 2027

(7) Contact point for tender documentation:

Saga Prefectural General Policy Promotion Section, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

TEL:0952-25-7494